

三木市立図書館のボランティア活動等に関する要綱の一部を次のように改正する。

令和6年12月1日

三木市教育長 大北由美

三木市立図書館のボランティア活動等に関する要綱（平成23年6月28日制定）の一部を次のように改正する。

現 行	改 正 案
<p>(活動内容) 第2条 <u>(3) 市内図書館間の資料の搬送に関すること。</u></p> <p>(登録等) 第4条 図書館ボランティアを希望する者は、(中略)登録を受けた者とする。<u>ただし、この要綱の施行前にボランティアとして活動している者はこの限りではない。</u></p> <p>(必要機材等) 第6条 <u>2 図書の搬送は、公用車を使用するものとする。</u></p> <p>(謝礼金) 第8条 図書館は、ボランティア活動に対し、1回(半日程度)1人あたり500円を支払うものとする。<u>ただし、団体の場合は、1回(半日程度)あたり1団体1,500円を支払うものとする。</u></p>	<p>(活動内容) 第2条 <u>(3) 削除</u></p> <p>(登録等) 第4条 図書館ボランティアを希望する者は、(中略)登録を受けた者とする。<u>また、登録は一年ごとの更新とする。</u></p> <p>(必要機材等) 第6条 <u>2 削除</u></p> <p>(謝礼金) 第8条 図書館は、ボランティア活動に対し、1回(半日程度)1人あたり500円<u>(上限1,000円/月)</u>を支払うものとする。<u>ただし、団体の場合は、1回(半日程度)あたり1団体1,000円を支払うものとする</u></p>

(様式第1号)

三木市立図書館ボランティア登録申込書  
(新規・更新)

平成 年 月 日

三木市立図書館長 様

申込者 <sup>(ふり がな)</sup> 氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞  
生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日生 (男・女)  
〒 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
電 話 ( \_ \_ \_ \_ )

下記のとおり、ボランティアとして活動したいので申し込みます。なお、登録された上は、図書館条例等の法令、三木市立図書館のボランティア活動等に関する要綱を遵守します。

記

活動可能曜日 ※活動可能な曜日に○ 印をつけてください。	活動時間	活動場所 ※希望場所に○を 入れてください。
日 月 火 水 木 金 土	時～ 時	中央・青山・吉川
※活動可能曜日・時間・場所について、特記することがあれば記入してください。		
申込みの動機 (新規申込者)		
希望する活動内容 (希	ア お話し、読み聞かせ等	

(様式第1号)

三木市立図書館ボランティア登録申込書  
(新規・更新)

令和 年 月 日

三木市立図書館長 様

申込者 <sup>(ふり がな)</sup> 氏 名 \_\_\_\_\_ ㊞  
生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日生 (削除)  
〒 \_\_\_\_\_  
住 所 \_\_\_\_\_  
電 話 ( \_ \_ \_ \_ )

下記のとおり、ボランティアとして活動したいので申し込みます。なお、登録された上は、図書館条例等の法令、三木市立図書館のボランティア活動等に関する要綱を遵守します。

記

活動可能曜日 ※活動可能な曜日に○ 印をつけてください。	活動時間	活動場所 ※希望場所に○を 入れてください。
日 月 火 水 木 金 土	時～ 時	中央・青山・吉川
※活動可能曜日・時間・場所について、特記することがあれば記入してください。		
申込みの動機 (新規申込者)		
希望する活動内容 (希	ア お話し、読み聞かせ等	

望するものに○印をつけてください)		イ 図書の修理、寄贈本の装備、紙芝居カバーの加工
		ウ 資料の搬送
		エ その他
ボランティア活動経験	有 無	活動内容、期間
ボランティア保険の加入	有 ・ 無	
最近の健康状況		

※このボランティア申込書は、ボランティア活動関係以外には使用しません。

(様式第2号)

三木市立図書館ボランティア登録簿

平成 年度						
	氏名	男女	生年月日	住所	連絡先	摘要
1						
2						
3						

望するものに○印をつけてください)		イ 図書の修理、寄贈本の装備、紙芝居カバーの加工
		ウ (削除)
		エ その他
ボランティア活動経験	有 無	活動内容、期間
ボランティア保険の加入	希望します ・ 希望しません (他で加入済)	
最近の健康状況		

※このボランティア申込書は、ボランティア活動関係以外には使用しません。

(様式第2号)

三木市立図書館ボランティア登録簿

令和 年度						
	氏名	削除	生年月日	住所	連絡先	摘要
1						
2						
3						

備考 改正部分は、下線が引かれた部分とする。

#### 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。